

平成24年度山形県男女共同参画審議会概要

(平成24年8月3日開催)

<報告事項>

- (1) 本県における男女共同参画社会の推進状況について
- (2) 平成23年度の男女共同参画関係事業の実施状況および24年度の事業について
- (3) 全国知事会男女共同参画特別委員会の提言について
- (4) 地域での女性登用意識調査およびデートDV実態調査結果概要について

<協議事項>

- (1) 今後の男女共同参画事業の展開について

<質疑および委員の意見等>

委員：

資料4 5ページの女性の管理職等の登用状況について、管理職の割合は示されているが職員の男女比率がわからないと比較ができないと思う。そのところを資料として示していただきたい。

事務局：

職員の男女別人数及び比率については、調べて後日回答させていただく。また、本年度の男女共同参画白書を作成する際に、男女の職員数・比率がわかるように表記したい。

委員：

資料4 17ページの家事・育児の状況について、ウの表で勤務形態ごとの家事時間が示されているが、そのうち「勤め（常勤）」及び「共働き」の勤務形態の意味について説明してほしい。

事務局：

「勤め（常勤）」については、パートやアルバイトでない正社員という意味である。「共働き」については、常勤やパート等も含まれるかについて、当該調査の実施主体である山形市に確認して回答させていただく。

委員：

資料4 1ページの男女共同参画に関する計画策定状況について、特に最上郡など行政規模の小さいところは、職員がいくつもの業務を担当している状況にあり、計画策定が大変だと思う。最上郡の町村が一緒になって学習会などを行い、大きな骨組みのところは協力して進められるような体系に県の方でアドバイスしてはいかがか。

事務局：

男女共同参画計画については、国の男女共同参画基本法の中ですべての市町村に対して策定が努力義務とされているところである。金澤委員ご指摘のとおり、行政規模等により、策定が進んでいないところがある。これらを受けて、先般、最上地域の市町村の計画担当者を対象に研修会を実施した。具体的には、既に計画を策定している秋田県の大潟村から、計画作りの手法や進め方などをお話いただき、勉強会を実施したところである。来年度に向けて、雛形のようなもの示して、支援していきたい。

委員：

資料4 10ページの企業における就業状況及び女性の活用状況の労働力率について、年代別のもっと詳しい数値があった方が、具体的で説得力がでてくる。

会長：

毎年作成している男女共同参画白書の中で、グラフなどを用いながら詳しく説明していくといいのではないか。

委員：

県の計画や実施している施策について、県民にはまだまだ知られていない。もっと県民の皆さんに広く知っていただくためのアピールが必要である。

委員：

資料4 仕事と家庭、家事、育児等の状況の育児休業の取得率について、育児休業制度の規定状況は企業規模が大きいほど高いにも関わらず、男性の育児休業の取得率は企業規模が小さいところが高くなっている。中小企業では、男性が育児休業を取りたくても取れない状況だということを聞いたことがあるが、業種ごとの内訳等はわかるか。

事務局：

このデータの元となっている労働条件等実態調査は、毎年県内の1,500の事業所を対象として調査しているが、従業員が100人以上の規模の事業所は悉皆調査、100人未満の事業所については抽出調査となっているため、調査対象が毎年変わってしまう。数値が全体的に低いため、一人の増減が大きく影響することになるので、全体的に見ると100人未満の事業所の方が取得率が高いとは一概に言えない。業種ごとの内訳については、後日回答させていただきたい。

<協議事項>

(1) 平成23年度における男女共同参画関係施策実施概要

委員：

資料5 2ページに農業協同組合の役員女性の起用について意識啓発、働きかけを行うと

あるが、地域の農業委員会にも女性委員を増やすような働きかけをお願いしたい。

委員：

先ほど県民への周知の意見があったが、一般企業にもこういった施策がいろいろなされていることに対して、十分伝わっていない。これらの施策の中でタイアップできるものもあると思うので、研究を進めていただきたい。

委員：

県民への周知、委員への周知については、もっと工夫が必要である。

委員：

周知については、改めて難しいと感じている。細かいことの積み重ねしかないかもしれないと思う。

委員：

県民への周知という点で、行政と一般の方をつなぐ橋渡しの存在の人を多く作ればいいのか。

委員：

PR という点で、**資料5**の予算額について、千円単位で記載されているが、千円単位では県民はわかりづらい。誰に何を知ってもらいたいのかを明確にした資料作成を心がけるべきである。

委員：

資料5平成23年度の実施概要は、事業計画になっているが、この施策が男女共同参画の計画の推進に寄与する方向になっているのかという点検はどのように行うのか。

事務局：

主には、毎年発行している「山形県男女共同参画白書」の中で、事業の実績について把握し、目標数値があるものについては、目標数値に対してどの程度進捗したのかを図りながら点検している。

委員：

資料51ページの「離転職者職業訓練事業費」について、対象は障がい者及び母子家庭の母等となっているが、父子家庭は対象とならないのか。一人親家庭が対象ではないかと思うと、父親も対象となると思うがいかがか。

事務局：

当該事業は国からの委託を受けて実施しているもので、国の要綱により母子家庭の母等となっているため父親は対象とならないものである。

委員：

資料4 7ページで、女性の校長や教頭の割合が減少しているが、理由がわかれば教えてほしい。

事務局：

減少している原因については、調べて後日回答させていただきたい。

会長：

活発なご質問、ご意見をたくさんお出しいただきありがとうございました。本日の意見の部分につきましては、今後の施策の反映させていただくようお願いいたします。